

処遇改善加算の算定による賃金改善に関する規程

制定日:令和7年6月11日

施行日:令和7年7月1日

改定日:令和7年10月1日

株式会社さわやかライフ

処遇改善加算の算定による賃金改善に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、正社員賃金規程第12条に基づき、厚生労働省が創設した介護職員等処遇改善加算制度に基づき、従業員に対し行う賃金改善について必要な事項を定めるものとする。また、同趣旨に沿って国・地方自治体等から支給される補助金等についても、賃金改善の一環として活用する場合がある。

(賃金改善対象者)

第2条 法人の常用職員または有期契約職員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員等処遇改善 善加算制度の対象職種職員に対し、賃金改善を行う。

(賃金改善方法)

- 第3条 賃金改善の方法は下記のように定める。
 - (1) 正社員の月給に下記の手当を加算する。
 - (ア)精勤手当

訪問介護部門のサービス提供責任者以上の職位の者に対し、利用者へのサービス提供 時間の月間合計が下記の基準を満たす場合、手当を支給する。

- ① 90時間以上の場合、5,000円
- ② 100時間以上の場合、10,000円
- (イ)下記職位の者に対し、手当を支給する。
 - ① サブ・リーダー手当 (訪問介護部門):月額10,000円以上
 - ② リーダー手当(訪問介護部門):月額30,000円
 - ③ 主任手当(訪問介護部門・通所介護部門):月額20,00円以上
 - ④ 施設長手当(通所介護部門):月額40,000円
 - ⑤ 部長手当(訪問介護部門・通所介護部門):月額60,000円

(ウ)処遇改善手当

当該加算に関わる計画を勘案し、その都度決定するが、以下の額を最低額として支給する。処遇改善加算金を原資とする。

- 1. 訪問介護部門のサービス提供責任者:30,000円以上
- 2. 訪問介護部門のその他の従業員:10,00円以上
- 3. 通所介護部門の従業員:10,000円以上

(エ)特別出勤手当

やむを得ない事情により、他の訪問介護員間でサービスの調整ができず、正社員が休日にサービスを行う場合は、通常の時間外賃金の時給に1,000円を加算して支給する。なお、本規程における「休日」とは、次のいずれかを指す。

- ① 法定休日(通常は日曜日)
- ② 会社指定の休日(就業規則で定める週1日以上の休日のうち、法定休日以外の日)
- (2) パートタイマーの時給に下記の手当を加算する。
 - (ア)処遇改善手当
 - ① 訪問介護サービスに400円 (年末年始は増額)
 - ② 通所介護サービスに300円
 - (イ)特別処遇改善手当

他の従業員が引き受けない困難なサービスを率先して引き受けた者に、当該サービス に加算して支給する。

困難なサービス、1時間あたり100円

- (3) パートタイマーの賃金月額に対し下記の手当を加算する。
 - (ア)職位別手当

Aランク手当:月額1,000円以上 SAランク手当:月額2,000円以上

(イ)入浴処遇改善手当

デイサービスにおける入浴介助、一人あたり50円

(ウ)祝日処遇改善手当

デイサービスにおける祝日勤務、1時間あたり50円

(一時金としての支給)

第4条 介護職員処遇改善加算金として入金された額以上の金額を、従業員の賃金改善に充てるた

め、処遇改善手当を一時金として支給することがある。また、同様の趣旨で国または地方公共団体等から支給される補助金等についても、処遇改善の目的に合致する場合は、一時金として支給することがある。

一時金として支給する金額及び対象者については、当該加算または補助金に関わる計画および交付要綱等を勘案し、その都度決定する。

(在籍の限定)

第5条 介護職員処遇改善加算金は、支給日現在在籍していない者については、支給しない。

(本規程の終了)

第6条 この規程は、介護職員処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

改定日 令和7年10月1日 (本規程の改定内容は、上記改定日より適用する。)

本規程は、賃金規程の附属規程として定める。